

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告 示 自衛官の募集
- 保険医療機関等の指定
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 土地改良事業計画の適否の決定(七件)
- 土地改良事業の認可
- 解除予定の保安林
- 開発行為に関する工事の完了(二件)
- ◇教委訓令 鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞
- ◇公 告 鳥取県保母試験の合格者

規 則

麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十号

麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬取締法施行細則(昭和二十八年九月鳥取県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「區別」を「區別」(第10條)に改め、同表の表を次のように改める。

措置入院者等の所得税額の合算額		費用徴収額
6,601円以上	11,040円以下	2,900円
11,041円以上	17,880円以下	4,200円
17,881円以上	25,680円以下	4,900円
25,681円以上	33,720円以下	6,300円
33,721円以上	42,000円以下	7,800円
42,001円以上	51,000円以下	9,200円
51,001円以上	62,520円以下	10,600円
62,521円以上	74,520円以下	12,000円
74,521円以上	87,120円以下	13,400円
87,121円以上	156,000円以下	17,000円
156,001円以上	198,000円以下	21,100円
198,001円以上	287,500円以下	27,400円
287,501円以上	397,000円以下	33,600円
397,001円以上	929,400円以下	39,800円
929,401円以上	1,500,000円以下	65,000円
1,500,001円以上		全 額

別表の備考2(2)中「2,100円以上」を「2,900円以上」と、「こえる」を「満たす」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百三十一号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百七十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十五年度第三次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 採用する自衛官

- 1 男子については、二等陸士、二等海士及び二等空士
- 2 女子については、二等陸士及び二等海士

二 募集期間

昭和五十五年十月一日から同年十二月三十一日まで。ただし、女子については、昭和五十五年十月一日から同月二十日までとする。

三 試験期日

1 男子については、募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げ

る日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

2 女子については、昭和五十五年十月二十七日

四 試験場の位置及び名称

1 男子

鳥取市鍛冶町一八 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

2 女子

倉吉市山根五二九番地二 鳥取県福祉文化会館

五 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

(一) 筆記試験(国語(作文を含む。)、社会及び数学)

(二) 身体検査

(三) 口述試験

(四) 適性検査

鳥取県告示第八百三十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林原皮膚科泌尿器科医院	米子市博労町四丁目三六〇	昭和五十五年九月十六日
阿 部 医 院	米子市角盤町二丁目一〇一三	昭和五十五年九月十八日
大山寺木村分院	西伯郡大山町大山寺博労座四五一七	昭和五十五年九月十六日
君野齒科医院	鳥取市田園町三丁目一〇五	"
野坂齒科医院	米子市福市字松ヶ坪一七二五一	"
井田齒科診療所	境港市上道町一九八七 ミドリビル内	昭和五十五年九月十七日
遠藤齒科診療所	西伯郡岸本町吉長四九	昭和五十五年九月十六日
清 水 薬 局	米子市奥谷九三五一一	"
株式会社大陽堂 薬局倉吉営業所	倉吉市昭和町五〇二一一	"

鳥取県告示第八百三十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
鳥 取 薬 局	鳥取市相生町二丁目五一	昭和五十五年八月二十一日
小徳齒科医院	米子市河崎字河崎団地一七四〇一二	昭和五十五年九月一日
清 水 薬 局	米子市奥谷九三五一一	昭和五十五年九月十六日
株式会社大陽堂 薬局倉吉営業所	倉吉市昭和町五〇二一一	"
中村齒科クリニクク	鳥取市夜町四五三	昭和五十五年九月十八日

鳥取県告示第八百三十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
鳥 取 薬 局	鳥取市相生町二丁目五一	全 国	昭和五十五年八月二十一日
小徳齒科医院	米子市河崎字河崎団地 一七四〇―二二	"	昭和五十五年九月一日
清 水 薬 局	米子市奥谷九三五―二	"	昭和五十五年九月十六日
株式会社大陽堂 薬局倉吉営業所	倉吉市昭和町五〇二―一	"	"
中村齒科クリニ ック	鳥取市戎町四五三	"	昭和五十五年九月十八日

鳥取県告示第八百三十五号

昭和五十五年七月十日付けで会見町から申請のあった土地改良（大谷地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）条九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
会見町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十六号

昭和五十五年七月十日付けで会見町から申請のあった土地改良（鳴居地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）条九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月一日から二十日間
三 縦覧に供する場所
会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十七号

昭和五十五年七月十五日付けで船岡町から申請のあった土地改良(沖代地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
船岡町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十八号

昭和五十五年七月十五日付けで船岡町から申請のあった土地改良(船岡地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年十月一日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
船岡町役場
 - 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十九号

昭和五十五年七月十六日付けで境港市から申請のあつた土地改良(渡地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十号

昭和五十五年八月一日付けで北条町から申請のあつた土地改良(大野地区農業用水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十一号

昭和五十五年八月一日付けで北条町から申請のあつた土地改良(大野地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十二号

大山町から申請のあった町営土地改良(一の谷地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字長谷字稗畑三四五の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年十二月二十四日鳥取県指令受都計第四百三十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市丸山町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市尚徳町一六

鳥取市

鳥取市長 金田裕夫

鳥取県告示第八百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平林鴻三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年六月十三日鳥取県指令受米土維第三百四十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市富益町字新開参

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市上後藤五一

荒浜住設商事有限会社

代表取締役 荒浜頌雄

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程（昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表中「室長補佐」を削り、「米子図書館」の下に「社会教育センター」を加える。

別表第一事務局本庁の項中「室長補佐」及び「国民体育大会準備室長」を削り、同表中
青年の家
所長以外の職員
所長

教育長又は教育長の指名する課長

を

青年の家	社会教育センター	
	係長	次長
係長	右以外の職員	係長
所	係	所

長	長	長
教育長又は教育長の指名する課長	所 長	教育長又は教育長の指名する課長

に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十二号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十五年十月九日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内 鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)
被聴聞者

米子市西倉吉町二七番地六

株式会社 米子マイアミ

代表取締役 岩 城 正

公 告

昭和55年 8月25日から同月28日までの間に実施した鳥取県保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和55年 9月30日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 花田 和子 | 藤井 律子 | 三戸 順恵 | 赤堀 明子 | 藤口知恵子 |
| 梅原 正子 | 福田 芳美 | 加藤 櫻 | 藤井千賀子 | 池本 桂子 |
| 菊井 計子 | 中道 一美 | 黒坂 和子 | 更田 清子 | 加島しのぶ |
| 井上 寛子 | 春名 郁子 | 鈴木 孝枝 | | |